

報道関係者 各位

令和4年2月18日

【照会先】

総務部総務課

総務課長 柴田 宏行

総務課長補佐 佐藤 大介

(代表電話) 025(288)3500

(夜間) 025(288)3520

新津公共職業安定所職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年2月17日（木）、新津公共職業安定所（新潟市秋葉区新津本町4-8-18 新津労働総合庁舎1階。以下「新津所」という。）の職員1名が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しており、2月9日（水）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、飛沫防止アクリル板を設置の下、終日マスクを着用して勤務していましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として2月16日（水）にPCR検査を受けたところ、2月17日（木）に感染が確認されたものです。

新津所では、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

当該職員の行動履歴を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安のある方につきましては、念のためかかりつけ医又は最寄りの受診・相談センター等まで御連絡いただきますようお願いいたします。

報道各位におかれましては、職員の個人情報に係る情報について、プライバシー保護の観点から、提供資料の範囲内での報道に、格別のご配慮をお願いいたします。